

鹿追町未来クラウドファンディング補助金交付要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、地域課題の解決、地域の活性化等に資する事業を行う町内の団体等（以下「団体等」という。）に対し、クラウドファンディング型ふるさと納税により受けた寄附金を原資とする補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング型ふるさと納税 ふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による寄附金税額控除の対象となる寄附金という。）の制度を活用し、インターネット等を通じて広く不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) ポータルサイト ふるさと納税による寄附の申込みを行うことを目的として、インターネットにアクセスするときの入口となるウェブサイトをいう。

(補助対象者)

第3条

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人、個人事業主及びその他の団体であること。
- (2) 地域の課題解決を図る等、町の施策と整合する活動を行っていること。
- (3) 町内において、計画的かつ継続的な活動を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししない。

- (1) 法人その他の団体及びその代表者に町税等に滞納があるもの。
- (2) 宗教的又は政治的な目的を有しているもの。
- (3) 鹿追町暴力団排除条例に規定する暴力団員等であるもの。
- (4) 法令違反又は公序良俗に反する活動等をしているもの。

(補助対象事業)

第4条

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金の目標額が1,000,000円以上の事業で、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内で実施される事業であって、第7期鹿追町総合計画（後期）に掲げる施策に沿い、行政課題の解決に効果が見込まれ、かつ、公益性を有するもの。
- (2) 鹿追型ゼロカーボンシティの実現に資する取組を含む事業については、審査において加点の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業とししない。

- (1) 宗教的又は政治的活動を目的とした事業。
- (2) 団体等の構成員のみを対象とする事業。

（補助対象経費）

第5条

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げる経費であって、第7条の規定による申請のあった日の属する会計年度内に、団体等が支出するものとする。ただし、第16条の2の規定により繰越承認を受けた場合は、翌年度内に支出した経費を含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の団体から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

（補助金の交付金額）

第6条

補助金の交付金額は、当該事業に対して受けた寄附金の総額に10分の4を乗じて得た額以内とし、かつ、補助対象経費の額を上限とする。

ただし、補助対象経費を超える寄附金については、地域課題の解決又は地域活性化に資する町の施策に充てるものとする。

2 寄附金の総額の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 10分の4 補助金

(2) 10分の5 寄附募集及び返礼品等の提供に要する経費

(3) 10分の1 地域課題の解決又は地域活性化に資する町の施策

3 寄附者が返礼品の受領を辞退した場合においても、前項第1号に規定する補助金の割合は変更しないものとする。

4 前各項の規定により算出した交付金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事業認定の申請）

第7条

補助対象事業の認定を受けようとする者は、鹿追町未来クラウドファンディング補助金事業認定申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（脱炭素の取組に関する記載を含む。）

(2) 収支予算書

(3) 規約、会則等

(4) その他町長が必要と認める書類

2 事業認定の申請は、事業を実施しようとする年度の1月最終平日までに行わなければならない。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（事業の認定等）

第8条

町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、鹿追町未来クラウドファンディング補助金事業認定（非認定）通知書により、当該事業の認定の可否を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定された事業計画に基づき当該補助事業を実施するものとする。

3 寄附金の総額が目標額の100分の50に満たない場合は、認定事業者は、当該事業の実施の有無及び内容について町長と協議しなければならない。

4 前項の協議の結果、事業を実施する場合においては、補助金額及び自己資金等を踏まえ実現可能

な内容に見直した上で実施するものとする。

5 第3項の協議の結果、事業を中止する場合における寄附金は、地域課題の解決又は地域活性化に資する町の施策に充当するものとする。

6 前2項の規定により事業内容の変更又は中止が生じた場合は、町及び認定事業者は、寄附者に対し、その内容及び理由について適切に説明を行うものとする。

（認定事業の変更）

第9条

認定事業者が前条の規定による認定の通知を受けた事業（以下「認定事業」という。）の内容を変更しようとするときは、鹿追町未来クラウドファンディング補助金事業認定変更申請書を町長に提出しなければならない。ただし、申請時の寄附目標額に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、認定事業者に通知するものとする。

3 第1項の変更は、次条に規定する寄附の募集をする前までに行わなければならない。ただし、事業の目的及び内容に変更を伴わない事業規模のみの変更については、この限りでない。

（寄附の募集）

第10条

認定事業者は、ポータルサイトへの掲載原稿を町長へ提出するものとする。

2 町長は、ポータルサイトの運営事業者との協議により、前項の原稿が適当と認められるときは、ポータルサイトに掲載し、寄附を募集するものとする。

（寄附金額の通知）

第11条

町長は、寄附金の募集期間が満了し、寄附金額が確定したときは、鹿追町未来クラウドファンディング補助金寄附金額通知書により、認定事業者にその金額を通知しなければならない。

（補助金の交付申請）

第12条

認定事業者は、前条の通知を受けた後、補助金の交付を申請しようとするときは、鹿追町未来クラウドファンディング補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

（交付決定通知）

第13条

町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは鹿追町未来クラウドファンディング補助金交付決定通知書により、不適当と認めたときは鹿追町未来クラウドファンディング補助金不交付決定通知書により通知するものとする。

（概算払請求）

第14条

認定事業者は、補助金の概算払請求をしようとするときは、鹿追町未来クラウドファンディング補助金概算払請求書を町長に提出しなければならない。

(概算払)

第 15 条

町長は、前条の概算払請求があった場合は、補助金交付決定額を限度として概算払をすることができる。

(変更承認申請)

第 16 条

認定事業者は、交付決定後に事業内容又は補助金額を変更しようとするときは、鹿追町未来クラウドファンディング補助金事業変更承認申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、認定事業者に通知するものとする。

(繰越承認申請)

第 16 条の 2

認定事業者は、やむを得ない理由により当該年度内に事業を完了することができないときは、あらかじめ鹿追町未来クラウドファンディング補助金繰越承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、鹿追町未来クラウドファンディング補助金繰越承認通知書により通知するものとする。

3 第 15 条の規定により概算払を受けた認定事業者は、第 1 項の承認を受けたときは、概算払を受けた補助金の全部を町長が指定する期日までに返還しなければならない。

(実績報告)

第 17 条

認定事業者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月の最終平日のいずれか早い日までに、鹿追町未来クラウドファンディング補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、第 16 条の 2 の規定による繰越承認を受けた場合の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して 30 日以内又は繰越した年度の 3 月最終平日のいずれか早い日までとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等支出を証明する書類
- (4) 活動の実績が分かる写真その他資料

(補助金の額の確定及び交付)

第 18 条

町長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿追町未来クラウドファンディング補助金交付額確定通知書により通知するとともに、概算払をした場合はその額を控除した額を、通知の日から起算して 30 日以内に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 19 条

町長は、認定事業者がこの要綱に違反したとき、又は不正の手段により補助金の交付を受け、若しくは受けようとしたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第 20 条

町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 返還された補助金については、鹿追町ふるさと寄附金基金に積み立てるものとする。

（その他）

第 21 条

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象経費

報償費	講師又は専門家への謝礼等
旅 費	交通費、宿泊料等
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、修繕料等
委託料	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
工事費	建築（外構含む）、電気、設備導入等に係る工事費
備品購入費	補助対象事業を継続するために必要な専門備品
広報宣伝費	ホームページ作成料等
その他	町長が必要と認める経費

備考

次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 飲食に要する経費
- (3) 公租公課
- (4) 補助対象事業以外にも使用可能な汎用性の高い備品購入費
- (5) その他町長が適当でないと認める経費